

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

労務管理講座 (44)

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷 一恵

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 - 略して高年齢者雇用安定法という名称の法律があります。この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により高年齢者の安定した就業の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置について定めている法律です。

平成17年に策定された「高年齢者等職業安定対策基本方針(対象期間は平成17年度から平成24年度までの8年間)」では、平成25年末までに、すべての企業で高年齢者が、その意欲と能力に応じて65歳まで働くことのできる環境の整備を図ることを目標として掲げているほか、事業主が講じるべき措置として、募集採用時の年齢制限の是正、高年齢者雇用確保措置の実施、高年齢者等の再就職の援助などを示しています。今回は、この高年齢者雇用安定法についてお話ししてまいりましょう。

1. 「高年齢者」「高年齢者等」とは？

高年齢者とは55歳以上の者をいいます。高年齢者等とは、高年齢者および次にあげる者で高年齢者に該当しないものをいいます。

中高年齢者(45歳以上)の求職者

中高年齢失業者等(45歳以上65歳未満の失業者その他特に就職が困難な身体障害者等で65歳未満の失業者)

2. 高年齢者の安定した雇用の確保の促進

高年齢者の安定した雇用の確保を促進するため次の事項が規定されています。

労働者の定年を定める場合は、60歳未満の定年年齢設定は禁止されています。

65歳未満の定年年齢を設定している事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため次の措置(高年齢者

雇用確保措置)のいずれかを講じることが義務付けられています。

- 1)65歳未満の定年年齢の引上げ
- 2)継続雇用制度の導入
- 3)定年の定め廃止

ただし、企業において直ちに65歳までの雇用確保措置が難しいことから、この「65歳」については特例により平成25年3月31日までは、次のとおりとなっています。

期間	定年年齢等
平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで	64歳

3. 継続雇用制度とは？

継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、その定年後も引き続いて雇用する制度をいいます。継続雇用制度は次の2制度があります。

勤務延長制度

定年年齢が設定されたまま、その定年に達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度

再雇用制度

定年年齢に達した者を退職金等も支払い、一旦退職させた後、再び雇用する制度

継続雇用制度は、原則として希望者全員が対象となりますが、労使協定により「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準」を定めるときは、その基準に該当した者のみ継続雇用制度の対象とすることができます。ただし、この「基準」は具体的かつ客観的であることが求められ、次のような基準は適切でないと考えられます。

- 1) 会社が必要と認めた者
- 2) 上司の推薦がある者
- 3) 男性（女性）に限る
- 4) 組合活動に従事していない者

では、適切な基準とはどのようなものが考えられるのでしょうか。通達では、次の例が示されています。

- 1) 社内検定レベルAレベルの者
- 2) 営業経験が豊富な者（全国の営業所を3ヵ所以上経験）
- 3) 過去3年間の勤務評定が平均以上の者（勤務評定が公開されている企業のみ）

4. 募集および採用についての理由の揭示

募集採用時の年齢制限の是正のため、高年齢者雇用安定法では、事業主が労働者を募集および採用する場合に、やむを得ない理由により65歳以下の年齢であることを条件とするときは、求職者に対してその理由を示すことが必要とされています。

法人協会ニュース

平成19年度新技術機械化体系導入研修「環境保全型農業推進のための水稻精密農業技術導入コース」のご案内

農林水産省研修所農業技術研修館では、標記研修を以下のとおり開催します。詳しい資料をご希望の方、参加をご希望される方は、当協会高須までご連絡ください。

日程：7月12日（木）13時～13日（金）12時迄

場所：農水省農林水産研修所農業技術研修館
（茨城県水戸市鯉淵町）

費用：約2,500円程度（食事・宿泊代）

研修対象者：地域営農リーダー（農家、農業生産法人）農協・市町村・都道府県職員等

内容：水稻精密農業技術に主眼を置いた環境保全型農業についての研修となっており、研修初日には、最新の環境保全型農業の動きについて、農水省環境保全型農業対策室が、また、精密農業技術の水稻栽培への導入効果について、宮城県古川農試の現役の研究者が講義を行います。研修2日目は、水稻の精密農業機械開発を行っている生物系特定産業技術研究支援センター（農業機械の開発等を行っている農

水省所管独立行政法人）の現役研究者による講義、実演（研修用水田で生育情報（葉色の变化等）に基づく精密可変施肥（最少量の追肥）の実施）等が行われる予定となっています。

申込締切日：6月22日（金）

「JAPANフェア in 広州」のご案内
本年9月15日（土）～18日（火）に広州（中国）で開催される「第4回中国国際中小企業博覧会」において「JAPANフェア in 広州」が開催されます。

本フェアは日中両国政府を挙げて行われるイベントであり、また、場合によっては出展に係る補助を受けることも可能とのことです。広州をはじめとする中国市場への農林水産物等の販路の創出・拡大に活用できるいい機会かと思われます。

本フェアへの出展についてご関心又はご不明な点等がございましたら、詳細の資料をお送りしますので、当協会高須までお問合せください。

農業経営支援と中小企業支援との連携について

すでにマスコミ等で報じられておりますが、農林水産省と経済産業省中小企業庁が経営多角化に取り組む農業法人に対する経営支援をするにあたり、当協会と中小企業基盤整備機構が連携し、経営の多角化を図ろうとする農業法人が適切な経営支援を受けられる環境が整いました。販売やマーケティング、研究開発などで「どこに相談したらいいのか？」といった案件がございましたら、当協会事務局（担当：新井）までご一報下さい。

また、インターネットTV「e-BC.tv」から、この事業についての取材を受けました。6月2日より配信されますので、ご興味がある方はご覧下さい。

「e-BC.tv」は、インターネットTVですので、以下のサイトにアクセスしてご覧下さい（無料放送です） <http://www.e-bc.tv>

アグリビジネス経営塾 第334号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会
（HP <http://www.hojin.or.jp/>）
TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366
MAIL: juku@hojin.or.jp

© (社)日本農業法人協会 2006
本紙掲載記事の無断転載を禁じます。